

岩手県告示第478号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出の撤回があった。

令和5年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

救急病院の名称	所在地
栃内病院	盛岡市肴町2番28号